

住民生活課

住宅用火災警報器の設置はお済みですか  
購入費用に補助金を交付しています

■交付の基準

- 次の①から③すべてに該当すること。
- ①町内に住所を有し、平成18年6月1日以前に建築された自ら所有する住宅に住んでいる方。
- ②鑑定合格証（NSマーク）が付いている住宅用火災警報器であること。
- ③町内の販売店で購入した住宅用火災警報器であること。

■補助金の額

購入費用の2分の1以内（上限5,000円）  
※1世帯につき1回限り

■手続きの方法

- 商品を購入後、次の書類を住民生活課に提出してください。
  - ①住宅用火災警報器購入費補助金交付申請書
  - ②商品の領収書（購入者の氏名が書かれたもの。レシート不可）
  - ③製品カタログ等の写し
- ※申請書は町住民生活課窓口で準備しています。また、町ホームページからダウンロードできます。

平成23年5月31日まで必ず設置しましょう。設置場所は寝室と階段です。



交通災害・不慮の災害共済 申し込み受け付け中

加入を希望する方は、2月上旬に配布した「交通災害共済と不慮の災害共済」のパンフレット（加入申込書）をご覧ください。4月に小学校へ入学する児童は交通災害の掛金が無料となります。この機会にご家族そろってお申し込みください。

- 対象 ●美郷町に住民登録、外国人登録している方
- 共済期間 ●平成23年4月1日～平成24年3月31日
- 共済掛金 ●交通災害 年間400円  
不慮の災害 年間600円
- 申込先 ●住民生活課、六郷出張所、仙南出張所、秋田銀行、北都銀行、羽後信用金庫、秋田おばこ農業協同組合、郵便局

問い合わせ ●町住民生活課 環境安全班 ☎0187-84-4903

税務課

軽自動車の登録抹消・名義変更手続きをお忘れなく！

軽自動車税は、毎年4月1日現在に原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪軽自動車、四輪軽自動車、二輪小型自動車などの所有者に課税されます。

廃車や譲渡により所有者でなくなった方や転出された方が登録抹消や名義変更、住所変更などの手続きをしないまま4月1日を経過すると、平成23年度分の軽自動車税が課税されます。所定の手続き

■車種別の手続き先

車種	手続き先
四輪軽自動車 二輪軽自動車 (125cc超250cc以下)	大曲仙北地区自家用自動車協会 大仙市大曲若葉町1番20号 ☎0187-62-2371 ☎0120-237-139 軽自動車検査協会 秋田事務所 秋田市寺内字三千刈463番地3 ☎018-862-3270 秋田県軽自動車協会 秋田市寺内字三千刈463番地5 ☎018-896-6811
二輪小型自動車 (250cc超)	秋田運輸支局 秋田市泉登木74番地3 ☎050-5540-2012
原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車 ミニカー	美郷町役場 税務課 ☎0187-84-4902 ※六郷出張所、仙南出張所では手続きができません。

問い合わせ ●町税務課 課税班 ☎0187-84-4902

4月から資源ごみの収集方式を指定袋収集方式に統一  
六郷地区の搬出方法が変わります

指定袋収集方式には、このような利点があります

- アルミ缶、スチール缶、びん類を分別する作業がなくなります。
- びん・缶、ペットボトルを可燃ごみと同じごみ集積所に搬出できるようになります。
- 1月～3月の期間のびん、缶、ペットボトルの収集回数が月1回から、月2回に増えます。

4月からは「びん・缶」「ペットボトル」を町指定袋に入れて近くのごみ集積所へ

びん・缶類

びん・缶類はキャップを取り外し、中を水洗いしたら、まとめて「びん・缶専用」袋に入れ、可燃ごみと同じごみ集積所に搬出してください。

スチール缶・アルミ缶の分別は必要ありませんが、缶をつぶさないでください。



45ℓ (10枚入り) 180円前後

ペットボトル

♻の表示されているペットボトルは中を水洗いし、キャップを取り外して「ペットボトル専用」袋に入れ、可燃ごみと同じごみ集積所に搬出してください。ラベルははがさなくて構いませんが、容器をつぶさないでください。



45ℓ (10枚入り) 160円前後

※「びん・缶専用」および「ペットボトル専用」指定袋は町内のほか、大仙市でもお買い求めいただけます。

古紙類

ひも等で十字に縛り、六郷地区の方は地域の古紙収集拠点に、千畑・仙南地区の方はごみ集積所に搬出してください。1月～3月の期間はお近くの古紙収集ステーションをご利用ください。

【古紙収集ステーション】

- ・美郷町交流センター西側
- ・塚トイレパーク駐車場内
- ・美郷町南行政センター（旧役場仙南庁舎）前

粗大ごみの戸別有料収集

4月の申込期間は3月28日(月)～4月4日(月)です

昨年10月から粗大ごみの戸別有料収集が始まっています。4月以降の収集日等は次のとおりです。

収集日

4月から11月までの毎月第1木曜日  
4月7日、5月5日、6月2日、7月7日、  
8月4日、9月1日、10月6日、11月3日  
4月の収集日は4月7日(木)です。

申込期間

収集日の10日前から3日前まで  
4月の申込期間は3月28日(月)～4月4日(月)です。



昨年、各家庭に全戸配布した「粗大ごみの出し方マニュアル」には、品目ごとの収集券の必要枚数や収集券取り扱い店などが掲載されています。大切に保管してください。

粗大ごみ戸別有料収集の流れ

① シルバー人材センターに電話で申し込む。

美郷町シルバー人材センター（中央行政センター（旧役場六郷庁舎）内） ☎0187-84-0307  
受付時間は午前8時30分～午後5時  
土日祝日は受付していません。

② 粗大ごみ収集券を取扱店で購入する。

粗大ごみ収集券は1シート1,000円（1枚200円×5枚綴り）です。必要枚数は粗大ごみの重量によって異なります。お申し込みの際ご確認ください。

③ 必要枚数の粗大ごみ収集券を貼った粗大ごみを玄関先等に搬出する。

収集日の午前8時までに搬出してください。収集への立会いは不要です。

問い合わせ ●町住民生活課 環境安全班 ☎0187-84-4903